

あすの景観をつくる

新温泉町湯・細田地区



兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL.078-341-7711 (代)

●
新温泉町建設課

美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL.0796-82-3111 (代)



はじめに

新温泉町湯・細田地区は、湯村温泉の泉源をもつ、温泉観光地の中心部でもあり、千数百年前より天然の温泉が湧出していたという荒湯の湯壺を中心に古来、湯治場・温泉観光地として知られている地区です。

観光地としての湯村温泉は、昭和50年代後半以降、旧温泉町をロケ地としたドラマ「夢千代日記」のヒットや当時の温泉ブームにより宿泊客数を40万人近くを数えるほどにもなり、また、但馬地域にあって、城崎温泉、出石の城下町、神鍋高原などと並ぶ有数の観光地です。

バブル崩壊や阪神淡路大震災以降の観光客の落ち込みが見られる中、今後は、豊かな「手つかずの自然」を残し、古くからの湯治場として歴史を擁する特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

このことは、湯村温泉まちづくり協議会でも取り組みが進められており、「湯村温泉グランドデザイン計画」が作成され、荒湯近辺の整備や、まちなかの植栽計画、地域（通り）の新名称の策定などが行われています。

このなかにおいて、湯村温泉は、温泉観光地であるとともに、まちなかには一般住宅も多く、温泉旅館と一般住宅が混在する特徴を有しています。

来訪者に魅力を感じてもらえ、見て楽しく、また訪れたいまちづくりはもとより、いつまでも住み続けたいまちづくりを進めることが大切です。

このガイドラインでは、湯・細田地区の景観まちづくりの基本的な考え方について考え、その工夫を提案しています。湯・細田地区のまちづくりにご活用いただければ幸いです。



湯村温泉まつり

湯村温泉の開祖、慈覚大師をしのぶ祭り。
香り高い菖蒲湯をつくり、菖蒲綱を引き合う。



湯村の火祭り

春來川を取り囲み湯区の子供会で繰り広げる。
ジーロンボ、ターロンボ、ムーギナカノ、クーロンボと囃しながらたいまつを振り回す。



目次

新温泉町の概要	1
地区の概要	2
地区の特徴	3
景観形成の基本方針	5
景観形成基準	7
基準の考え方	8
修景の提案	13
湯・細田地区の色とマンセル色票系	16
支援事業	17
届出の手続き	19
—参考—景観の形成等に関する条例(抜粋)	20

新温泉町



あ ら ま し

新温泉町の概要

●地勢

新温泉町は兵庫県の北西部に位置し、平成17年10月1日に旧温泉町と旧浜坂町が合併してできた町である。東は香美町（旧香住町、旧美方町、旧村岡町）に、西は鳥取県（岩美郡、若桜郡）に接しており、面積241kmの町である。

交通網は、JR山陰本線、国道9号、国道178号を幹線として、日常生活や産業経済活動が営まれ、関西経済圏の中心都市大阪へは150km圏内にあり、現在整備中の地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の完成後は、大阪方面への高速道路網が拡充され、空港のある豊岡市や鳥取市へのアクセスも現在1時間程度を要するものがさらに改善されるなど、陸路、空路のネットワークが強化され、大幅な時間短縮のもとに交流の飛躍的發展が期待される。

また、本町は、内陸部は1,000メートル級の山で、山陰海岸国立公園、氷ノ山・後山・那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園等、自然公園指定区域が46.3%を占め、町域の約80%が山林で構成される海と山と温泉を包含する豊かな自然環境を有する町である。

さらに、市街地や農地は、岸田川の水系に沿って形成され、その支流の河岸段丘上や平坦部に集落が点在し、周辺部には農地が広がっている。

●気候

新温泉町の気候は、多雨多湿で、特に冬季はシベリア大陸からの季節風によって寒気も厳しく多量の積雪をもたらす日本海型気候に属し、大部分が山地であるため、豪雪地帯である。

年間を通じて曇天の日が多く、冬期は降雪の関係から特に降水量が多くなっている。一方、夏期の平均気温は23.3℃と、冷涼で過ごしやすい気候である。

●町の沿革

但馬丹後沿岸域は、古代から大陸との往来があったといわれ、江戸時代には、西回り航路の北前船が日本海を航行しており、その中でも諸寄港は寄港地として栄え、重要な風待ち港（避難港）であった。

奈良時代には温泉、波太の二郷の名が知られ、平安中期には、温泉、八太、熊野、刀岐、陽口、久斗、二方、田公、大庭の九郷に分かれていたとされているが、行政区域としては、但馬国二方郡に所属しており、北は日本海、東は美含郡、南は七美郡、西は因幡郡に接していた。江戸初期から中期の大名領国制下では領主交代が著しかったが、中期以降はほぼ折半され、豊岡藩と久美浜藩代官の支配下に置かれていた。明治4年の廃藩置県で但馬8郡、丹波3郡、丹後5郡を管地する豊岡県が設置され、明治9年には豊岡県は解体されて兵庫県に編入され、明治12年の郡制施行で二方郡に、また、明治29年七美郡（美方郡東部）と二方郡が統合され美方郡となった。

戦後、昭和29年の町村合併によって、温泉町、照来村、八田村が温泉町となり、大庭村、西浜村、浜坂町が合併し、浜坂町が誕生した。平成17年10月1日に浜坂町と温泉町が合併し、新温泉町となった。



地区の概要

●但馬と因幡の交流拠点

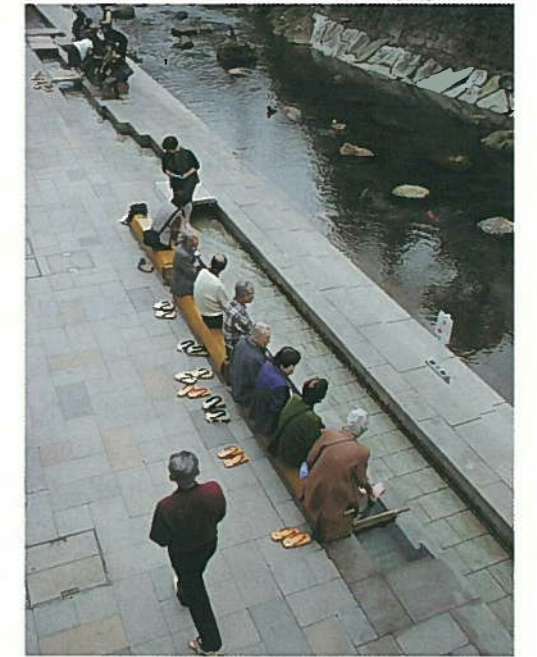
国道9号は、山陰道として古代にすでに存在し、律令時代には、人や馬の休憩や取り替えのための駅が設けられており古くから開けたところであった。この山陰道を西方・蒲生峠を越えると因幡の国に入り、当該地区は因幡の国と但馬の国との交流拠点であった。

●温泉と観光

湯村温泉は、嘉祥元年（848年）天台座主第三世慈覚大師によって開発されたと伝えられているが、この年より100年ほど前、天平10年（738年）にはすでに湧出していたという記録がある。近世には近郷・近在の湯治場として、また、交易の中心として湯元付近は繁栄していた。大正7年の兵庫県の湯客調べによれば、城崎、有馬の両温泉をしのぐ客数の記録がある。

このように、当地区は、古くからの湯治場として栄えた地域であるが、さらに、昭和56年のNHKテレビで放映されたドラマ「夢千代日記」により、湯村温泉は全国的にも知られるようになり、現在まで多くの湯治客・観光客を集めている。

温泉を生かした観光の町として、年間84万人（平成9年）の観光客を集め、うち3割程度が宿泊観光客である。近年、余暇活動の多様化が進む中、観光客数は減少傾向にあるものの、年間1,000万人の観光客が訪れる但馬地方の中にあっても、常に観光客数が上位に位置する県内有数の観光地である。



●養蚕業の衰退と養蚕農家

但馬で栄えた養蚕業は、旧温泉町の基幹産業であり、昭和初期から第2次世界大戦後にかけて最盛期を迎えた。しかし、化学繊維との価格競争や消費者の着物離れなどにより衰退し、現在は全く行われていない。但馬地域でしばしば見られる独特の形式を持つ養蚕農家の建物は、現在ではほとんど見当たらない。

●災害と旧温泉町

旧温泉町は、数多くの気象異常による災害を受けている。

昭和29年の合併以後をみても、台風4回、豪雪3回、気候不順による凶作2回などがあげられる。台風には伊勢湾台風や第2室戸台風が代表され、集中豪雨による河川氾濫、山崩れ、道路崩壊、家屋浸水等の被害を受け、大正12年の台風による大洪水では、荒湯の護岸が流出している。

地震による被害では、昭和18年の鳥取地震（M7.2、震源：鳥取県気高郡野坂川流域）をはじめ、古くは宝永4年（1707年）和歌山県潮岬南方を震源とするM8.7の地震や寛政7年（1796年）の鳥取県岩美郡浦富を震源とするM5.6の地震においても温泉の湯が止まったとされている。

地区の特徴

●観光施設と一般住宅の混在がもたらす景観

この地区は、湯村温泉の中心地区であり、温泉旅館等の宿泊施設が多く存在する地区である。また、荒湯や足湯などの温泉情緒を醸し出す仕掛けや「夢千代日記」にまつわる事物、社寺などの歴史的資源などの観光スポットも数多く存在する。

その一方で、温泉旅館などの宿泊施設や土産物店が建ち並ぶ観光地らしい風景の中に一般住宅も数多く混在し、観光産業と一般の住民の生活が同時に存在している。

一般的には、観光地としての生産性や景観づくりの観点から、観光施設と住宅の立地は土地利用計画上分けられることが多いが、町の成り立ち、平地が少ないなどの諸要因により混在が生じており、狭い街道沿いに旅館と民家が交互に並ぶという独特の景観を形成している。



●地区内を流れる川がつくる景観

この地区内には、岸田川水系の春来川と稲負谷川が合流し、この合流点を中心に主要な観光スポットが存在する。

このため、当該地区内には直線的に見通せる場所として川があげられ、一般的に狭く入り組んだ街路が多い歴史的な街区では見通しが悪く、空の狭い景観が形成されているが、当該地区では、この川の存在が見通しの良い空の広い、明るい景観の形成に寄与している。

近年、旧温泉町においては、この川がつくる景観を生かし、川に架かる橋のライトアップ事業や河川改修による遊歩道の整備を実施するなど景観的配慮を行いつつある。

しかし、現時点では、多くの川沿いの建物は川側を裏面とした意匠であり、川側から見られることに配慮した建物、川の景観に配慮した建物と成り得ていない。



●伝統的な町家の形式と伝統的な素材

この地区は、古くから栄えた町ではあるが、建築年代が明治期を遡る建物はほとんど見られず、また伝統的な町家や養蚕農家、牛舎を備えた住宅なども残っていない。ただ、他の但馬の歴史ある町と同様に、切妻平入りに瓦をのせる形式は建築の作法として、変化することなく強く残っている。

歴史的には、1階の一部を牛舎としていたと見られる2階建ての家が多く存しており、現在は1階をガレージとしているものが多く、これらの多くはシャッターが見受けられ、シャッターが町の活気の演出を阻害している。

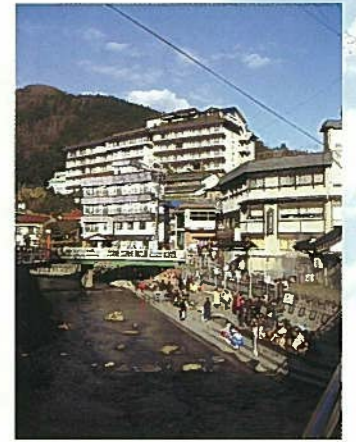
また、屋根に葺かれた瓦については、石州瓦の鉄砂瓦が見られ、壁面については、土壁等の伝統的材料はほとんど見られず、比較的古い建物であっても現在は、化粧合板などで更新されているものが多い。



●まちなかを散策する観光客がつくる景観

この地区内には、「荒湯」「足湯」「薬師湯」「リフレッシュパークゆむら」などの外湯施設、また「夢千代日記」に由来する観光スポット、社寺などの歴史的資源が点在するものの、これらを結ぶ街路は温泉情緒ある景観とは成り得ていないのが現状である。

さらに、観光客の行動は大型観光旅館の内部で完結しがちな傾向にあり、まちなかの活気演出の阻害要因となっている。



●大規模建築物がつくる景観

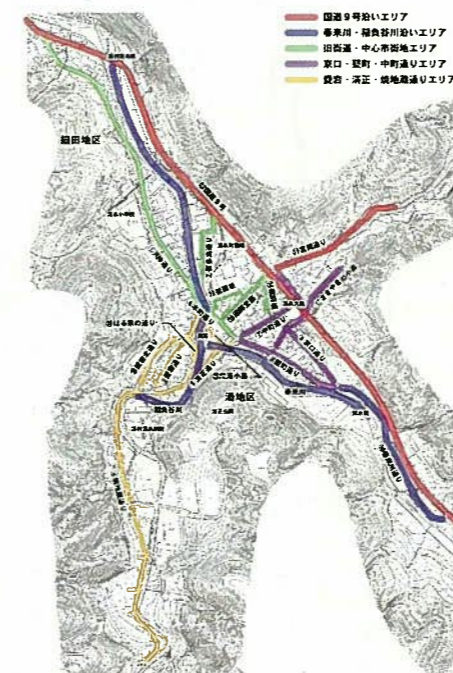
この地区内には、国道9号沿いを中心に大型宿泊施設が点在している。

これらは、ランドマークとしての機能は認められるものの、周囲の建物などとの規模、意匠との調和を欠くことは否めない。しかし、平坦な敷地が少ない当該地区内での観光地としての機能確保、運営を考慮すると、これらを否定するのではなく積極的に景観に取り込み景観資源として活用することが求められる。



●地域を取り巻く地形と豊かな自然が織りなす景観

この地区は、地区を縦断する春来川の河岸段丘により、斜面の緑がまちを取り囲む美しい景観を形成しており、豊かな自然に囲まれた自然豊かな温泉地の情緒を演出している。また斜面地には石積みなどの古くからの構造物も点在しており、これらの構造物を守り育て、地域のデザインとして有効に活用することが求められる。



通りの名称

天神通り	宮岡通り
喜多鳥通り	国道9号
愛宕通り	祇園坂
焼地蔵通り	薬師坂
清正通り	荒湯小路
本町通り	はる家の通り
中町通り	ささやきの小道
堅町通り	愛宕北通り
京口通り	薬師堂筋
春来川通り	

景観形成の基本方針

緑あふれる山々と、美しい河川景観がもたらす、温泉情緒豊かなまち
～いつまでも住み続けたい温泉のまち～

新温泉町湯・細田地区は、湯村温泉の中心地域として都会からの観光客をもてなす一方で、地区内は大規模な旅館等観光施設と一般住宅の混在により、観光文化とまちの生活文化が入り混じっているところに特徴がある。

この特徴を踏まえ、①地域住民が暮らしやすく、誇りに思えるようなまちづくり、環境づくり、②温泉情緒を求めて訪れる観光客が楽しめ、また訪れたいような環境づくりを目標に、活気と魅力あるまちづくりに資する景観形成を図ることとし、次のとおり実践する。

1.川辺を歩く人々がつくる景観

「川辺を歩く人々」をまちの景観の一要素としてとらえ、川辺が来訪者でにぎわう、まちの活気を演出する。また、川そのものについても、川的环境を保全するとともに、川辺の情緒豊かな景観整備に配慮する。

(1) 川へのアクセスを重視する

地域住民や観光客が気軽に川辺に下りられる周辺景観整備に配慮する。

(2) 裏側を表側にする

川から見た景観に配慮し、これを表側と見て、建築物等の色彩や材質等に配慮するなど景観整備を図り、川辺で憩う人々や遊ぶ人々を誘う。

また、生活排水に対する意識の向上によりきれいな河川を維持する。

(3) 橋の景観に配慮する

川辺を歩く人々から見える橋の修景に努めるとともに、無機質となりがちな構造物については、積極的に緑化する。

(4) 温泉情緒を演出する

常に湯気の立ち上がる荒湯や足湯など温泉場の雰囲気をつくる拠点となる施設のネットワーク化を図る。



2.通りのテーマがつくる景観

馴染みある通りごとのテーマに配慮した景観形成を進める。

(1) お迎え部分（まちの入り口）の景観整備を図る

来訪者の玄関口についてはまちの入り口であることに配慮して温泉情緒豊かな景観を演出し、大規模な駐車場については緑化や自然系素材を活用した塀の設置などを進める。

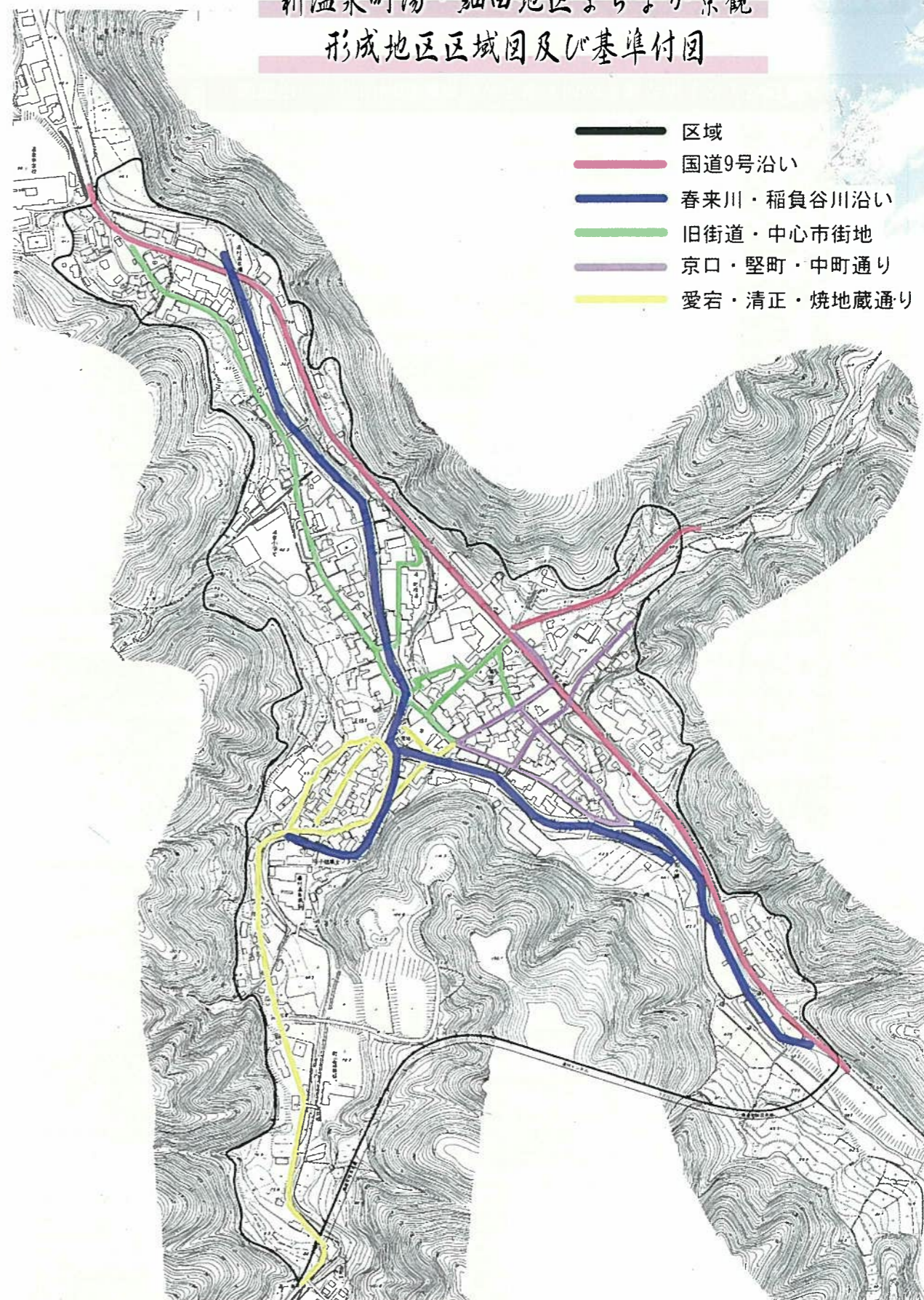
(2) 街路景観を修景する

空き家・空き店舗の修景もしくは活用するとともに、街路沿いに並ぶ住宅の車庫等に見られるシャッターの修景を図る。

また、通りに面した建築物等の色彩や材質等に配慮するとともに、乱雑な印象を与えている店舗等に見られる看板等について、意匠や色彩等に配慮して整理と管理を行うことによりまちの生き生きとしたにぎわいを演出する。



新温泉町湯・細田地区まらなか景観 形成地区区域図及び基準付図



- 区域
- 国道9号沿い
- 春來川・稲負谷川沿い
- 旧街道・中心市街地
- 京口・堅町・中町通り
- 愛宕・清正・焼地藏通り

景観形成基準

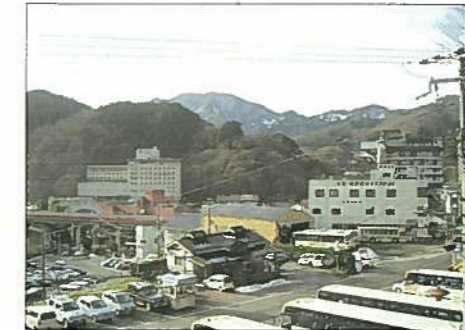
区域	項目	建築物
全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いや川沿いの遊歩道等区内の主要な眺望点から見て、市街地を囲む山並みなどの自然景観要素及び清正公園への眺望を遮らないよう努める。 ・幅員4m未満の道路に接する場合には、建築物等を道路から後退するよう努める。 ・まちなみの連続性に配慮し、道路に面する壁面の位置は隣接する建築物の壁面にそろえるよう努める。 ・清正公園のモニュメントへの眺望を遮らないよう努める。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、切妻平入りとする。 ・基調となる色彩は、黒、灰色系とし、色相が5YRから10YRまで、または10Bから10PBまでとする。 ①色相が5YRから10YRまでは、明度3以下、彩度2以下 ②色相が10Bから10PBまでは、明度7以下、彩度2以下 ③無彩色は、明度6以下
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽帯や生け垣、壁面緑化等による道路または河川景観の緑化に努める。 ・材料は、自然系の素材を用いるよう努める。 ・基調となる色彩は、黒、灰色または茶系とする。 ・色相は5YRから10YRまで、明度2以上6以下、彩度5以下 ・無彩色は明度2以下または9以上 ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機等を設置する場合は、道路や川沿いの遊歩道から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらから見える場所に設置する場合は周辺景観に配慮した目隠しを設けるよう努める。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界に塀等を設ける場合は、板塀または垣根とするよう努める。
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ・規模・数量は必要最小限とする。 ・自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。 ・周辺景観との調和に配慮し、著しく彩度の高いものは設けない。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に植栽を施し、緑化に努めるものとし、特に、道路及び河川との境界部分の緑化に努める。
国道9号沿い	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は3階以下とする。ただし、4階以上とする場合は、2階の屋根の高さまで下屋を設けるなど、周囲の景観やまちなみ連続性に調和させるよう努める。 ・国道9号や地区内の主要な眺望点から見て、まちなみの背景となる山のスカイラインを切らないような高さとするよう努める。
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠・色彩は、周囲の景観との調和に配慮する。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いに店舗等の駐車場を設ける場合は、通りの景観に配慮し、歩道と接する部分には、入り口部分を除き植栽帯を設けるよう努める。
愛宕・中心市街地・清正・焼け地蔵通り沿い	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は2階以下とする。ただし、3階以上とする場合は、2階の屋根の高さまで下屋を設けるなど、周囲の景観やまちなみ連続性に調和させるよう努める。 ・国道9号、河川の遊歩道等区内の主要な眺望点から見て、まちなみの背景となる山のスカイラインを切らないような高さとするよう努める。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げは、いぶし瓦または鉄砂瓦を基本とする。
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和に配慮した意匠とし、色彩は茶褐色系とする。また、木製とすることが望ましい。
負谷川沿い・春來川沿い	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・物干台、物置等は裏側であることを意識させるようなものを川に面して設けないよう努める。やむを得ず、これらを川の遊歩道から見える場所に設置する場合には、川の景観に配慮した目隠しを設けるよう努める。 ・敷地前面を駐車場とする場合は、板塀等を設ける等まちなみの連続性に配慮する。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地前面を駐車場とする場合は、板塀等を設ける等まちなみの連続性に配慮する。

基準の考え方

位置

全域

- ・国道沿いや川沿いの遊歩道など地区内の主要なポイントから見て、まちを囲む山並みなどの自然景観や清正公園への眺望を遮らないようにしましょう。
- ・幅員4m未満の道路に接する場合には、建築物等を道路からできるだけ後退するようにしましょう。
- ・まちなみをそろえるため、道路に面する壁面の位置は隣接する建築物の壁面にそろえるようにしましょう。
- ・地区内から清正公園のモニュメントが見えるよう工夫しましょう。



高さ

国道9号沿い

- ・階数は3階以下としましょう。ただし、4階以上とする場合は、2階の屋根の高さまで下屋を設けて、周囲の景観やまちなみが連続するよう工夫しましょう。
- ・国道9号や地区内の主要なポイントから見て、まちなみの背景となる山のスカイラインを切らないような高さとするようにしましょう。

春來川・稲負谷川沿い・旧街道・中心市街地・京口・堅町・中町・愛宕・清正・焼け地蔵通り沿い

- ・階数は2階以下としましょう。ただし、3階以上とする場合は、2階の屋根の高さまで下屋を設けて、周囲の景観やまちなみが連続するようしましょう。
- ・国道9号、河川の遊歩道等地区内の主要なポイントから見て、まちなみの背景となる山のスカイラインを切らないような高さとするようにしましょう。



屋根

全域

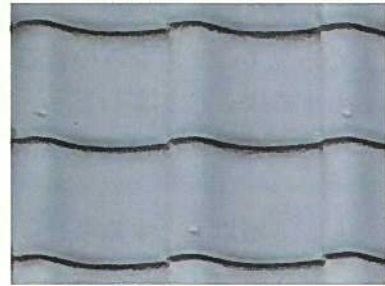
- ・原則として、切妻平入りとします。
- ・基調となる色彩は、黒、灰色系とし、色相が5YRから10YRまで、または10Bから10PBまでとします。
- ①色相が5YRから10YRまでは、明度3以下、彩度2以下
- ②色相が10Bから10PBまでは、明度7以下、彩度2以下
- ③無彩色は、明度6以下

春來川・稲負谷川沿い、旧街道・中心市街地・京口・堅町・中町・愛宕・清正・焼け地蔵通り沿い

- ・仕上げは、いぶし瓦または鉄砂瓦を基本とします。



いぶし



鉄砂



マンセル色票図		
5 Y R 3 / 2	1 0 P B 7 / 2	無彩色 6

外壁

全域

- ・植栽帯や生け垣、壁面緑化等により道路や河川景観を緑化しましょう。
- ・材料は、自然系の素材を用いましょう。
- ・基調となる色彩は、黒、灰色または茶系とします。
- ・色相は5YRから10YRまで、明度2以上6以下、彩度5以下
- ・無彩色は明度2以下または9以上
- ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではありません。



マンセル色票図	
5 Y R 3 / 2	無彩色 6

建具

国道9号沿い

- ・意匠・色彩は、周囲の景観との調和に配慮します。

春來川・稲負谷川沿い、旧街道・中心市街地・京口・堅町・中町・愛宕・清正・焼け地蔵通り沿い

建具

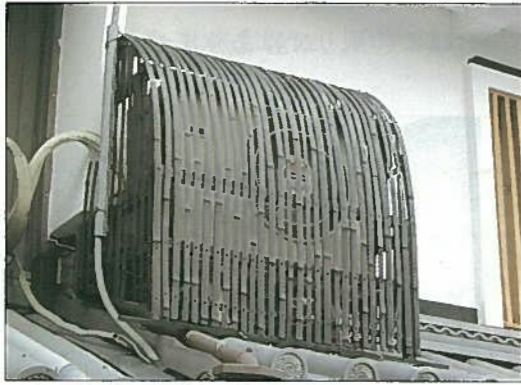
- ・周囲の景観との調和に配慮した意匠とし、色彩は茶褐色系とします。また、木製とすることが望ましい。



建築設備 壁面設備

全域

・エアコンの室外機などを設置する場合は、道路や川沿いの遊歩道から見えない位置に設置します。やむを得ず、これらから見える場所に設置する場合は周辺景観に配慮した目隠しを設けましょう。



春來川・稲負谷川沿い

・物干台、物置等は裏側であることを意識させます。これらを川に面して設けないようにしましょう。やむを得ず、これらを川の遊歩道から見える場所に設置する場合には、川の景観に配慮した目隠しを設けるよう努める。

外構

全域

・敷地境界に塀等を設ける場合は、板塀または垣根とするようにしましょう。

国道9号沿い

・道路沿いに店舗などの駐車場をつくる場合は、通りの景観に配慮して、歩道と接する部分には、入り口部分を除いて植栽帯を設けるようにしましょう。

旧街道・中心市街地・京口・堅町・中町・愛宕・清正・焼け地藏通り沿い

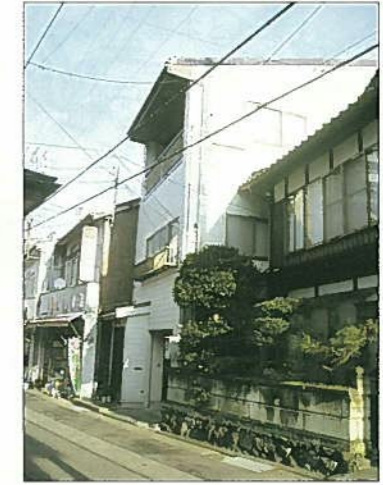
・敷地前面に駐車場をつくる場合は、板塀を設けるなどまちなみの連続性に気をつけましょう。



植栽

全域

・積極的に植栽などにより、緑化を行うようにします。特に、道路や河川との境界部分を緑化しましょう。



掲出物

・規模・数量は必要最小限とします。
・自家用広告物以外の掲出は控えるようにしましょう。
・周辺景観との調和に配慮して、著しく彩度の高いものはやめましょう。



工作物

・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とします。
・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとし、周囲の景観との調和に気をつけます。
・川に架かる橋は、和風の意匠を基本として、まちなみ景観との調和に配慮するとともに、ライトアップなどによる景観創出を図りましょう。
・地区内の墓地は、周辺を緑化するなど、国道9号などの地区内の主要なポイントから、直接墓地が見えないように配慮しましょう。



修景の提案

事例1



- エアコンの室外機を隠します。
- 板塀や生垣などをつくり、川に面して裏側ではなく表側にします。
- 電柱をなくしたり、舗装を変えると一層違います。

こうしてみても



事例2



- シャッターは、木製や木をイメージさせる色や材質などとしています。
- 建具も木製や木をイメージさせる色や材質などとしています。
- エアコンの室外機を隠します。

こうしてみても



事例3



- 建物を高くする場合は、下屋（ひさし）をつくってみます。
- 看板はできるだけ少なくし、効果的に宣伝します。
- 建具、外壁など木製を基本とします。

こうしてみても



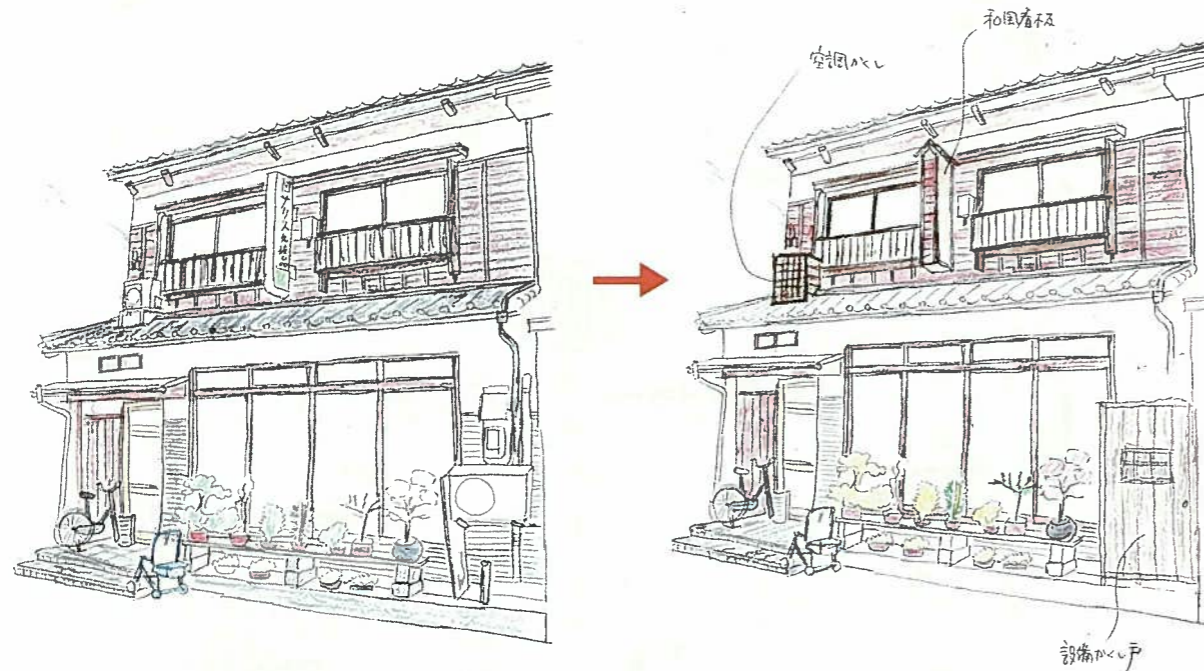
事例4

- よりよくするためにエアコンの室外機を隠します。



こうしてみても





こうしてみても

- 高さはできるだけ、周りの建物とあわせます。
- 周りよりも高くする場合は、下屋（ひさし）をつくることによって、周りとの調和や連続性ができます。
- また、まちの周りの山並みや清祥公園などがまちの中から見えるように気をつけます。
- 屋根は、切妻にして、平入りとすることで、通り沿いに連続したまちなみができます。
- 建物の壁は、板を張ったり、しっくい仕上げたりすることにより和風の雰囲気ができます。
- 屋根や外壁の色は、黒や灰色系の落ち着いたものとします。
- 駐車場の周りや、建物の敷地内は緑化するようにします。
- 川は地区の景観にとって重要です。川側から見られることも意識します。
- 建具は木製にしたり、木製以外でも茶系とします。
- エアコンの室外機などについても、格子などのデザインを目隠しをつくります。

湯・細田地区の色とマンセル色票系

湯・細田の景観を構成する色彩

湯・細田地区については、伝統的な町家などがほとんど残っていません。このため、引き継いでいくべき色彩ではなく、これからまちの色を創っていく必要があります。みなさんで決められた色彩は、緑あふれる自然景観と調和し、美しい河川景観がもたらす温泉情緒豊かなまちの色にしていくことを目標としています。具体的には、建物の屋根や外壁の色は、黒や灰色を基調とした落ち着いた色彩となります。屋根材は、いぶし瓦、鉄砂瓦を用いたり、外壁は板塀やしっくいなどを使用することにより、そうしたまちの色がつけられてくることとなります。

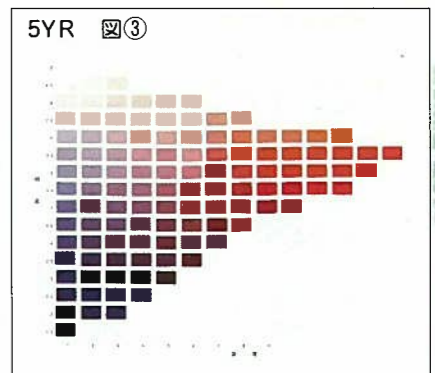
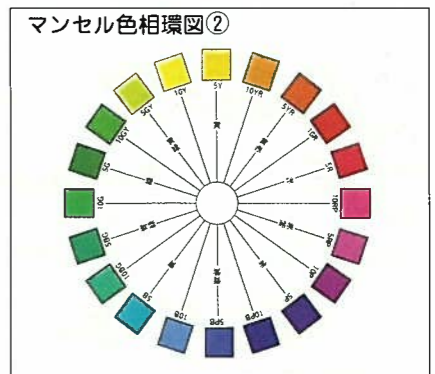
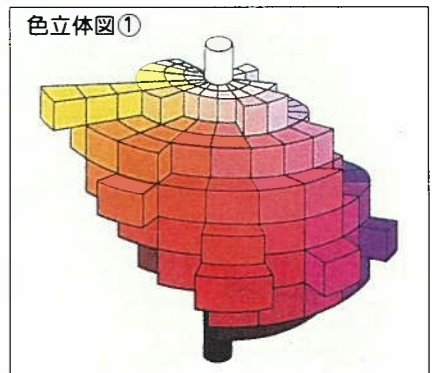
マンセル色票系について

マンセルの色票系について

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中でJISによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは、1905年、マンセル氏（A.H.Munsell）によって考案されたもので、物体表面の色を色味（色相Hue）、明るさ（明度Value）、あざやかさ（彩度Chroma）の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・・・等、各色味の環があります。



マンセル色票系で表すと

5YR 2 / 1
(色相)(明度)(彩度)

右の結果からこの色をマンセル色票系で表すと5YR 2/1であることが分かります。

左の色は？

この色をマンセル色票系で表してみると、次のようになります。

●まず色相（色味）は

図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は5YR（YR=橙系）であることがわかります。

●次に明度（明るさ）は

図③は図①の色立体を5YRの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相5YRの色が並んでいます。これで見ると明度は2であることがわかります。

●最後に彩度（あざやかさ）は

同じく図③で見ると彩度は1であることがわかります。

注意 印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。詳しくは県民局建築課にマンセルブックがありますので確認してください。

支援事業

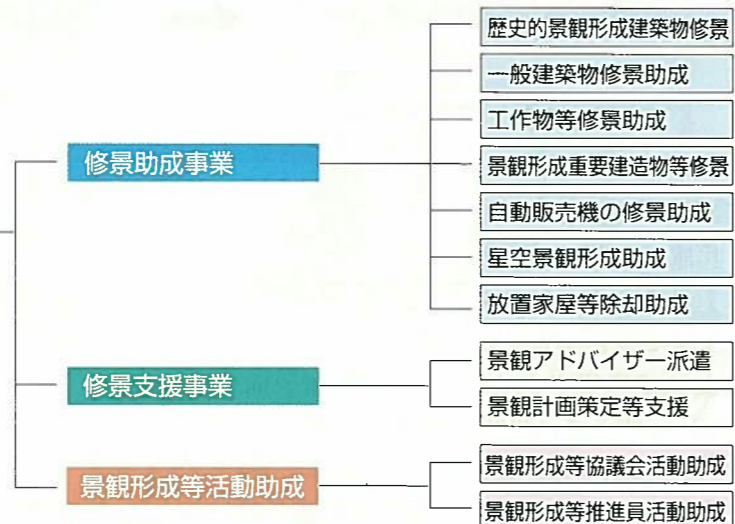
景観形成支援事業の概要

まちづくりのお手伝い

兵庫県ではゆとりとうるおいに満ちた「美しい兵庫」をめざしており、地域に調和した景観の形成は、その重要な要素のひとつです。

そのため、住民の方々が、自ら実施する良好な景観の形成に対して積極的に支援するため、平成2年度より、県等が条例で定める景観形成地区等において景観形成助成事業に取り組んでいます。

景観形成支援事業



■修景助成事業■

●一般建築物修景助成

・景観形成地区（歴史的、沿道景観形成地区を除く。）の区域内に存する景観形成に資する建築物等

●工作物等修景助成

・景観形成地区において地域団体が新設整備又は改良整備する共同施設等 ①ポケットパーク、②ストリートファニチャー（ベンチ、公衆電話ボックス等）、③公共サイン（案内地図板、施設誘導板等）、④その他、助成することが適当と認められる工作物等や地域の景観にマッチした屋外広告物

■修景支援事業

●景観アドバイザー派遣

・景観形成地区等の区域内の建築物等修景に関する個別相談や景観形成の推進を目的として住民団体が行う勉強会、研修会の講師として専門家を派遣します。

●景観計画策定等支援

・地区の景観形成のあり方等を検討又は計画を策定する際に専門家を派遣します。

■景観形成等活動助成事業

●景観形成等協議会助成

・景観形成等住民協定（知事認定）の区域で結成された協議会による景観形成に関する調査研究活動に係る費用を助成します。

修景事例写真



●一般建築物修景助成

（助成金額） 同一敷地内の対象工事については、750千円（既に助成金の交付を受けている場合は、750千円から交付を受けた助成金の額を控除した額）を限度とする。

助成対象費用	助成率	助成限度額(千円)
1 建築物の新築、改築、増築、修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/4	500
2 門、塀の新設、改修、増設又は修繕に伴う外観の修景に係る工事費	1/4	250
3 その他、景観形成において必要と認められる、下記工事の外観の修景にかかる工事費 (1) かき、柵の新設、改修、増設及び修繕 (2) 対象建築物の敷地に存する石垣、擁壁、その他工作物の新設、改修、増設又は修繕 (3) その他対象建築物の修景として適当と認められる工事	1/4	250

●工作物修景助成

助成対象費用	助成率	助成限度額(千円)
1 下記の共同施設等の新設整備費又は改良整備費 (1) ポケットパークの新設整備費又は改良整備費 (2) ストリートファニチャーの新設整備費又は改良整備費 (3) 公共サインの新設整備費又は改良整備費 (4) その他助成することが適当と認められる工作物の整備費	1/3	500
2 屋外広告物の整備費 ※ 広告景観モデル地区の指定後5年間は1/4 250千円 ※ 沿道景観形成地区の指定後5年間は、既存の広告物を改修する場合にあつては1/3 250千円	1/4	100

●景観アドバイザー派遣

（支援費用） 景観アドバイザー派遣の支援費用は、センターが景観アドバイザーに対し謝金として支払うものとする。

支援対象業務	派遣回数	派遣費用
1 建築物等の修景に係る個別相談	1件あたり延べ3人日以内とする。	1人1日3万円を上限とする。
2 勉強会、研修会等の講師	1団体あたり延べ5人日以内とする。	1人1日5万円を上限とする。
3 その他の景観形成推進活動		

●景観計画策定等支援

（支援費用） 景観計画策定等支援の支援費用は、センターが支援対象業務を行う景観アドバイザー又はまちづくり専門家に対し、委託費として支払うものとする。

支援派遣費用
1件あたり150万円を上限とする。

●景観形成等協議会助成

助成対象費用	助成率	助成限度額(千円)
1 景観形成等協議会が行う次の事業で事前に計画を承認されたもの (1) 景観形成に関する勉強会の講師報償費 (2) 協議会の活動を構成員に周知するための広報等の作成経費	1/2	100

届出の手続き

建築物等の届出

届出の前に、町にご相談ください。

●届出の対象は

景観形成地区内で次の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更

- ①建築物で高さが12mを超え、または建築面積が800㎡を超えるもの、
- ②工作物で高さが12mを超え（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8mを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12mを超えるもの）、またはその敷地の用に供する土地の面積が800㎡を超えるもの

〔届出添付書類〕正本1部、副本2部提出してください。

届出添付書類の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200以上	
各階の平面図	1/200以上	
各面の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部2面以上の断面図	1/200以上	
外構平面図	1/200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		

- 備考 1 各階平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 3 届け出た内容又は通知した内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

届出は町へ
町担当課へ正本1部、副本2部を提出してください。

指導・助言
但馬県民局建築第2課で行います。

交付
但馬県民局建築第2課で副本を受け取ってください。

確認申請
建築確認申請が必要なものについては、届出の後、建築確認申請を行ってください

※ 届出書類は但馬県民局県土整備部建築第2課及び町担当課にあります。

問い合わせ先

- 兵庫県県土整備部まちづくり局 景観形成室 TEL(078)341-7711
- 兵庫県但馬県民局県土整備部 建築第2課 TEL(0796)83-3866
- 新温泉町 TEL(0796)82-3111

広告物の許可申請

申請書類は新温泉町建設課にあります。

申請の対象は

広告板、広告塔、立看板、はり札、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には申請が必要なものがあります。詳しくは新温泉町建設課にお問い合わせください。

参考-景観の形成等に関する条例（抜粋）

目次	昭和60年3月27日条例第17号 改正 平成元年4月1日条例第22号 平成5年3月29日条例第16号 平成16年10月8日条例第53号 平成18年3月24日条例第34号
第1章 総則（第1条-第7条）	
第2章 景観形成地区（第8条-第14条）	
第3章 風景形成地域（第15条-第21条）	
第3章の2 星空景観形成地域（第21条の2-第21条の9）	
第3章の3 景観形成重要建築物等（第21条の10-第21条の13）	
第4章 大規模建築物等（第22条-第27条）	
第4章の2 景観影響評価（第27条の2-第27条の14）	
第5章 住民の参画と協働による景観の形成等（第28条-第29条の5）	
第5章の2 公共施設景観指針（第29条の6）	
第6章 雑則（第30条-第32条）	
第7章 罰則（第33条-第36条）	
附則	
第1章 総則	
(目的)	第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。
(定義)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 景観の形成	優れた景観の創造又は保全をいう。
(2) 風景の形成	景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
(3) 星空景観の形成	景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
(4) 建築物等	建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建築物であるものを除く。
(5) 大規模建築物等	次に掲げる建築物等をいう。
ア	建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
イ	工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
(県の責務)	第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。
(市町の責務)	第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。
(県民の責務)	第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。
(事業者の責務)	第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。
(景観形成等基本方針)	第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。
2	知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
第2章 景観形成地区	
(指定)	第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。
(1) 伝統的な建築物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域	歴史的景観形成地区
(2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域	住宅街等景観形成地区
(3) 駅前、官公庁施設の周辺等、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域	まちなか景観形成地区
(4) 国道、県道の沿道の区域	沿道景観形成地区
2	市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
3	知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
4	知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公表の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
5	前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見を提出することができる。
6	知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
7	知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
8	知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
9	第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。
(景観形成基準)	第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。
2	前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
(1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩	
(2) 広告物等（屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法	
(3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法	
(4) その他景観の形成を図るために必要な事項	
3	前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。
(行為の届出)	第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
(1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）	
(2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え	
(3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）	
(4) 屋外における自動販売機の設置	
2	まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
(1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの	
(2) 工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの	
3	沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
(1) 広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。）	
(2) 屋外における自動販売機の設置	
(景観に及ぼす影響に関する協議)	第11条 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等（第4章の2の規定の適用を受けるものを除く。）に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。
2	知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。
(指導又は助言)	第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
(動告及び公表)	第12条の2 知事は、前条の届出に係る行為が大規模建築物等に係る行為である場合において、当該届出をした者が正当な理由なく同条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを動告することができる。
2	知事は、前項の規定による動告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
3	知事は、第1項の規定による動告を受けた者が当該動告に従わないときは、その旨を公表することができる。
(建築物等その他の物件又は空地に係る要請)	第13条 知事は、景観形成地区内において、建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が景観の形成を阻害していると認めるときは、当該建築物等その他の物件又は空地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。
2	知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
(国等に関する特例)	第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
2	知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。